

尾張旭市立地適正化計画策定業務委託公募型プロポーザル 参加表明書提出に係る質問回答書

令和2年5月29日

番号	質疑文書	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書	第16条	仕様書第16条に「届出等の運用の周知期間等を設け、計画の策定、公表までの全体工程についても作成する。」とありますが、届出等の運用開始時期を本業務期間内に想定されているということでしょうか。	立地適正化計画（完成形）の公表は令和4年3月末を想定しており、届出の運用は次年度からを想定しています。
2		第24条	仕様書第24条において、都市機能誘導区域に係る立地適正化計画を令和3年度末に作成することとなっていますが、この時点では、都市機能誘導区域のみを対象とした届出等の運用を先行して開始する想定でしょうか。	ご質問の通りです。
3		第25条(1)	仕様書第25条(1)に「学識経験者」について、受託者側で選任し、見積費用にも計上しますか。	検討会議委員については、選任は発注者で実施します。また、謝礼等は、見積費用に計上する必要はありません。
4		第25条(1)	立地適正化計画検討会議に出席する学識経験者等への謝金の支払いは本業務の経費に含まれないことよろしいでしょうか。	検討会議委員の謝礼等は、見積費用に計上する必要はありません。
5		第25条(1)	仕様書第25条(1)の会議回数について6回程度と記載がありますが、予定時期を教えてください。	予定時期についても提案を頂きたいと考えております。
6		第25条(1)(2)	立地適正化計画検討会議と、庁内検討会議について、実施期間はいつになるでしょうか。	同上
7	実施要領	5参加資格(8)	実施要領5参加資格(8)イにて照査技術者の資格要件が定められているが、様式5、6業務実施体制と予定技術者調書に照査技術者の記載は必要ないのでしょうか。	照査技術者の記載は必要と考えております。しかし、現在の様式5、6には、照査技術者の記載箇所がないため、以下の対応をお願いします。また、現在の様式を使用していただいても問題ありませんが、参考に別添の様式5及び6を添付しますので活用してください。 (様式5) ・「監理技術者」欄の下に「照査技術者」欄を加えて記載してください。 (様式6) ・役割記載欄の「管理・担当 技術者」を「管理・照査・担当 技術者」とし、照査技術者の予定技術者調書を作成して下さい。 ・照査技術者に関しては、様式中「過去5年以内に受注した本業務との類似業務経歴」以下の記載は不要とします。
8		担当技術者の条件	・同種・類似業務の実績は、担当を予定しているすべての技術者について必要ですか。それとも主たる担当技術者だけでいいでしょうか。	業務実施体制を評価するにあたり参考とするため、様式6「予定技術者調書」の作成にあたっては、様式5「業務実施体制」に記載した技術者全てに対して作成をお願いいたします。
9		10企画提案(1)	実施要領10企画提案(1)提出書類はファイル綴じが必要でしょうか。	必要ありません。
10		10企画提案 (5)企画提案書の構成 (6)提案書等の作成の留意点	A「実施方針・フロー・工程計画」及びB「評価テーマに対する企画提案」について企画提案書として提出を求めるとあるなか、(6)では、『ア 企画提案書(8ページ以内)』と『イ 工程表』と構成が分かれています。 『イ 工程表』は、上記の工程計画と同様と思われますが、その場合、『イ 工程表』を含め8ページ以内との認識でよろしいでしょうか。	実施要領10(6)アの企画提案書の工程計画とイの工程表について同様の内容のお記載も可能ですが、提出書類としては、企画提案書(8ページ以内)と工程表を提出してください。

番号	質疑文書	質問項目	質問内容	回答
11	実施要領	10 企画提案の工程計画	(5)の企画提案書の構成の中に、工程計画とあり、(6)イに工程表とありますが、企画提案書の工程計画とは別に、工程表を別途作成し提出することによろしいでしょうか。	番号10の回答の通りです。
12		10 企画提案(6)エ	実施要領10 企画提案(6)エで提案者を特定できる事項(社名等)は記載しないこととありますが、企画提案書のみが該当するのでしょうか。	実施要領10(6)のア 企画提案書及びイ 工程表について、提案者を特定できる事項(社名等)は記載しないようお願いいたします。
13	審査基準表	審査基準	審査基準表 業務実績等 審査項目 業務実績にて同種又は類似業務の実績を問われているが、同種・類似で評価に差が発生するのでしょうか。	業務実績において、同種・類似の別は評価の対象としていません。
14		審査基準表の管理技術者	審査基準表の管理技術者について、「主な審査の着目点」には「同種又は類似した業務の実績」と記載がありますが、「評価基準」Aでは「同種業務実績を有する。」となっており、管理技術者は類似した業務での実績では評価の対象にならないのでしょうか。	ご質問の通り、類似業務については評価の対象としていません。
15	様式	様式5 業務実施体制 様式6 予定技術者調書	照査技術者の配置が求められていますが、様式5、様式6に照査技術者を記載する必要はないのでしょうか。	番号7の回答の通りです。
16		様式5 業務実施体制 様式6 予定技術者調書	「審査基準表の担当職員」に主たる担当技術者について評価を行う」と記載があるため、様式5において、複数の担当技術者を配置した場合であっても、「様式6 予定技術者調書」の担当技術者分は、主たる担当技術者の1枚を作成するとの認識でよろしいでしょうか。	番号8の回答の通りです。
17		様式6 業務実績	業務実績の業務証明書等につきまして、テクリスの登録の写しでもよろしいでしょうか。	問題ありません。
18		様式6 手持ち業務	手持ち業務は、照査技術者として関与しているものは対象としなくてよろしいでしょうか。	照査技術者も役割として含めて頂きますようお願いいたします。
19		管理技術者の手持ち業務の状況	いつ時点の業務を記載すればよいでしょうか。また、金額の多寡にかかわらず、記載する必要がありますか。	企画提案書提出日時点をお願いいたします。また、金額の多寡に関わらず記載をお願いいたします。
20		様式6 手持ち業務	手持ち業務の時点は、企画提案書提出日でよろしいでしょうか。	番号19の回答の通りです。
21		様式6 手持ち業務	手持ち業務は受注金額に関係なくすべて記載することによろしいでしょうか。	番号19の回答の通りです。